

## 基本理念及び基本方針

### [法人の運営理念]

- ① ガバナンス（組織統治）の確立  
理事会を活性化するとともに、組織的な法人・施設運営に努めます。
- ② コンプライアンス（法令遵守）の徹底  
法令やルールに沿った法人・施設運営を行います。
- ③ アカウンタビリティ（説明責任）の徹底  
ホームページや施設内掲示により情報を開示し、利用者や市民への説明責任を果たします。
- ④ 公益的な取り組みの推進  
地域の福祉ニーズに沿った公益的な事業に取り組み、福祉のまちづくりに貢献します。
- ⑤ 職員育成の充実  
体系的な研修プログラムを構築し、職員の資質向上に努めます。

### [施設の基本理念]

- ① 子どもたちの最善の利益を基本として養護を行います。
- ② 子どもたちの権利を守り、生きる力（自尊感情）を育みます。
- ③ 子どもたちのよき伴走者としてともに歩み、ともに成長します。
- ④ 子どもたちに望ましい家庭像をさし示し、虐待の連鎖を防ぎます。
- ⑤ 施設も社会の一員としてすべての子どもの子育ち、子育てを支えます。

## [児童処遇の基本方針]

社会的養護を担う施設として、保護者の適切な養育を受けられない子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援するとともに、養育に困難を抱える子ども家庭への支援を行います。

### (子どもの権利擁護)

- 子どもの処遇に当たっては、子どもの持つ「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障することを基本とします。また、子どもの発達段階に応じて、その意見は十分考慮します。

### (個別化と家庭的養護の推進)

- この世に生きとし生けるものの命の尊さ（生命の尊厳）を認識し、一人ひとりの個人を尊重した処遇を行います。また、その処遇に当たっては子どもに対する受容的・支持的関わりを心掛け、個々の子どもの気持ちを汲み取るよう努めます。
- 個人が集団の中に埋もれることのないよう子ども一人ひとりの自立支援計画を策定し、支援目標や支援方法などを明確にします。
- ケア単位を小規模化し、家庭的養護を推進します。

### (発達の保障と自立支援)

- 生活指導、学習指導、職業指導を通じて、子ども期の健全な発達の保障と自立した社会生活に必要な基礎的な力の形成を目指します。
- 心身ともに豊かな子どもの育成を目指し、子どもの主体性、創造性を尊重した養護を確立するとともに、自立心の涵養を図ります。

### (回復を目指した支援)

- 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復を目指し、心理療法による心のケアやマンツーマンの対応を心掛けます。また、大切にされる体験を積み重ねることで信頼関係や自己肯定感（自尊心）を育みます。

#### (家族との連携・協働)

- 子が親を想う心を思い、子どもとその親との関係を大切にした支援を行います。また、親とともに親を支えながら子育てを行います。
- 子どもの早期家庭復帰と虐待の再発防止に向け、家庭の養育機能の回復支援、親子間の関係性の歪みの修復など、家庭環境の調整、親子関係の再構築支援に努めます。

#### (地域における子育ての支援)

- 核家族化や人と人との繋がり希薄化など子育てしづらい状況を踏まえ、地域におけるすべての子ども家庭を支援するため、ショートステイやトワイライトステイ等の子育て支援の取り組みを積極的に行います。

#### (継続的支援と連携アプローチ)

- 一人ひとりの子どもに用意される社会的養護の過程は「つながりのある道すじ」として、園内での養護にとどまらず、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、卒園後に子どもが「自立」するまでのアフターケアなど、その始まりからアフターケアまで一貫性のある養育と継続的な支援に努めます。
- 学校、幼稚園、児童相談所、児童委員、保健所、医療機関などの様々な社会的養護の担い手と連携を密にし、関係機関がそれぞれの専門性を発揮しながら社会全体での子育てに努めます。

#### (ライフサイクルを見通した支援)

- 社会的養護は、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返される子育てのサイクルへの支援が求められており、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援を心掛けます。

(その他)

- 職員は、子どもを指導するに当たり、身体的苦痛や人格的辱めを加えるなど、懲戒権の濫用となる行為を行いません。また、職員は、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他の子どもの心身に有害な影響を与える行為を行いません。
- 地域の福祉ニーズに基づく公益的な取り組み、地域住民との交流、施設機能の開放などを通じ、地域に開かれた施設づくりを行います。
- 施設運営の質の向上を図るため、3年に1回以上の第三者評価を受審し、その結果を公表します。また、第三者評価を受審しない年は全職員参加による自己評価を行います。